# 宝塚市公共工事の前金払及び部分払に関する取扱要領

公共工事の前金払及び部分払に関する取扱要領（平成２７年４月１日制定）の一部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要領は、宝塚市会計事務規則（平成２７年規則第３５号）第６１条に規定する前金払及び宝塚市契約規則（平成２２年規則第９号。以下「契約規則」という。）第４４条に規定する部分払について、必要な事項を定めるものとする。

（前金払）

第２条　前金払は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号。以下「保証事業法」という。）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証に係る公共工事のうち、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）の請負に係る契約で、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）が２００万円以上であるものに対し行うことができる。

２　前金払により支払われる金銭（以下「前払金」という。）の額は、契約金額の１００分の４０に相当する額とする。

３　前項の規定にかかわらず、市長は、災害その他特別な理由があるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

（中間前払金）

第３条　市が発注する建設工事で、次条第１項に規定するものについては、前条に規定する前払金に追加して中間前払金の支払（以下「中間前金払」という。）を行うことができる。

（中間前金払の対象及び中間前払金の金額）

第４条　中間前金払の対象となる建設工事は、第２条第１項の規定により前金払を行うことができる建設工事のうち、当初予定価格が１，０００万円以上かつ当初予定工期が１５０日以上であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当初予定工期を１２０日以上とすることができる。

（１）工期の２分の１を経過していること。

（２）工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施するべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

（３）既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の２分の１以上の額

に相当するものであること。

２　中間前払金の額は、契約金額の１００分の２０に相当する額（その額が契約金額の１００分の６０に相当する額から既に支払った前払金の額を控除した額を超える場合にあっては、当該額）とする。

３　前項の規定にかかわらず、市長は、災害その他特別な理由があるときは、中間前払金の全部または一部を支払わないことができる。

（中間前払金の認定）

第５条　中間前払金を受けようとする受注者は、請求に先立ち、中間前金払認定請求書（様式第１号）及び工事履行報告書（様式第２号）により、第４条第１項各号に掲げる要件を満たしていることの認定を市長に対して請求するものとする。

２　市長は、前項の請求を受けたときは、前項の工事履行報告書をもとに進捗状況を確認し、その適否を審査するものとする。

３　前項の審査の結果は、当該認定請求を受けた日から、原則として１４日以内に認定調書（様式第３号）により通知するものとする。ただし、当該認定に当たり請負者からの提出資料に不備又は遅滞があったとき、その他特別の事情があるときについては、この限りでない。

（中間前金払と部分払の選択）

第６条　受注者は、第４項に規定する継続事業以外の公共工事につき、中間前金払と部分払の両方が設定されているときは、そのいずれかを選択することができる。

２　受注者は、前項の選択をするときは、選択届（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

３　前項の届を提出した後においては、選択した支払方法を変更することはできない。

４　受注者は、債務負担行為又は継続費に基づく複数年度に渡る公共工事（以下「継続事業」という。）については、中間前金払と部分払の両方が設定されているときは、そのいずれも選択することができる。

５　前項の規定による部分払を行う場合において、当該年度中に当該受注者に対して支払われた中間前払金は、当該部分払の内払とみなす。

（前払金等の端数処理）

第７条　第２条第２項又は第４条第２項の規定（第１５条第１項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）により算定した前払金又は中間前払金（以下「前払金等」という。）に１万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（前払金等の表示）

第８条　前払金等の設定の有無は、当該建設工事に係る入札公告又は入札通知書若しくは見積依頼書（電子入札の方法により入札又は見積合わせを行う場合にあっては、電子入札システムによる入札表示又は見積表示）にこれを表示するものとする。

（前払金等の請求）

第９条　前払金等の支払を請求する者は、保証事業者との保証契約を締結したときは、遅滞なく（前払金を請求するときは契約日から３０日以内に）、前払金請求書又は中間前払金請求書（以下「前払金請求書」という。）に当該保証事業会社が発行した前払保証証書又は中間前払保証証書（以下「前払保証証書」という。）の原本を添えて、又は当該前払保証証書に記載すべき事項を記録した電磁的記録であって、当該保証事業者が保存するものをインターネットにより閲覧する場合における閲覧者を識別するための文字、番号、記号その他の符号を提示して、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による提出があったときは、当該前払金請求書及び前払保証証書の内容を速やかに審査しなければならない。

（前払金等の支払）

第１０条　市長は、前払金等の請求を受けた日から起算して１４日以内に、当該請求に係る前払金等を支払うものとする。

２　前払金等の支払は、前条第２項の前払保証証書に記載された預託金融機関に設けた前払金専用普通預金口座に口座振替払の方法によって行うものとする。

３　前項の預託金融機関は、保証事業会社が業務を委託した金融機関でなければならない。

（工事内容の変更に伴う前金払等の増減）

第１１条　市長は、工事内容の変更その他の理由により、著しく契約金額を増額した場合は、増額後の契約金額について第２条第２項の規定（第１５条第１項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）により算出した額から支払済みの前払金額及び中間前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で、前払金を増額することができる。

２　市長は、工事内容の変更その他の理由により、契約金額を減額した場合において、支払済みの前払金額が減額後の契約金額の１００分の５０（中間前払金の支払いを受けているときは、１００分の６０）に相当する額を超えるときは、当該超える部分の金額を返還させるものとする。ただし、当該超える部分の金額を返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、この限りでない。

第１１条の２　市長は、工事内容の変更その他の理由により、著しく契約金額を増額した場合は、増額後の契約金額について第４条第２項の規定（第１５条第１項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）により算出した額から支払済みの前払金額及び中間前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で、中間前払金を増額することができる。

（前払金等の使途制限）

第１２条　受注者は、前払金等を工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充ててはならない。 ただし、前払金の１００分の２５を超える額及び中間前払金を除き、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち、当該工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

（前払金等の返還）

第１３条　市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合、前払金等の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 受注者が前払金等を前条に定められた経費以外の支払に充てたとき。

(2) 第９条第１項に定められた保証契約を解除したとき。

(3) 前払金等に係る建設工事の契約を解除したとき。

（部分払の回数及び計算方法）

第１４条　契約規則第４４条第３項の規定により、部分払をすることができる回数は、１年度につき１回とする。

２　前項の規定による部分払金の額は、次の算式により算定するものとする。

部分払金の額≦請負代金相当額（出来高金額×契約金額／設計金額）×（９／１０－前払金等額／契約金額）－部分払済額

３　前項の規定にかかわらず、継続事業に係る各会計年度における部分払金の額は、次の算式により算定するものとする。

部分払金の額≦請負代金相当額×（９／１０－前払金等額／当初年度年割額）－部分払済額

（継続事業の前払金等）

第１５条　継続事業における第２条及び第４条の規定の適用については、これらの規定中「契約金額」とあるのは「各年度の出来高予定額」と、第４条第１項第１号及び第２号中「工期」とあるのは「各年度における工事実施期間」と、同項第２号及び第３号中「当該工事」とあるのは「各年度における工事」と読み替えるものとする。

２　受注者は、継続事業において、前会計年度末における出来高額が当該前会計年度までの出来高予定額に達しない場合は、当該出来高予定額に達するまでは、当該会計年度分の前払金の支払を請求することができないものとする。
３　受注者は、市長が特に必要があると認めるときは、当初契約の日が属する会計年度に、翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分を含めて前払金及び中間前払金の支払を請求することができる。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この要領は、平成２７年度歳入歳出予算として措置された予算を執行する工事のうち施行期日以後に発注を行う工事から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和４年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この要領は、令和４年度歳入歳出予算として措置された予算を執行する工事のうち施行期日以後に発注を行う工事から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和８年２月１日から施行する。

（適用区分）

２　この要領は、施行日以後に入札公告等を行う工事から適用し、同日前に入札公告等を行った案件については、なお従前の例による。ただし、改正後の第２条の規定は、令和８年度以降の年度分の予算に係る契約について適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和８年９月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の第１５条第３項の規定は、この要綱の施行の日以後に入札公告等を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った案件については、なお従前の例による。